

議案別議決権行使状況(国内株式)
<2020年7月～2021年6月総会>

会社提案		賛成	反対	棄権	白紙委任	合計	反対比率	反対比率 前年比
会社機関に関する議案	取締役の選解任	12,710	4,662	0	0	17,372	26.8%	-6.3%
	監査役の選解任	1,474	237	0	0	1,711	13.9%	-2.8%
	会計監査人の選解任	70	0	0	0	70	0.0%	0.0%
役員報酬に関する議案	役員報酬(*1)	863	104	0	0	967	10.8%	0.1%
	退任役員の退職慰労金の支給	14	105	0	0	119	88.2%	-1.7%
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	1,406	21	0	0	1,427	1.5%	-0.3%
	組織再編関連(*2)	55	0	0	0	55	0.0%	0.0%
	買収防衛策の導入・更新・廃止	5	51	0	0	56	91.1%	-1.3%
	その他 資本政策に関する議案(*3)	83	0	0	0	83	0.0%	0.0%
定款に関する議案		507	4	0	0	511	0.8%	-1.3%
その他の議案		3	3	0	0	6	50.0%	0.0%
合計		17,190	5,187	0	0	22,377	23.2%	-5.1%

(*1) 役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

(*2) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

(*3) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合等

株主提案		賛成	反対	棄権	白紙委任	合計	反対比率	反対比率 前年比
合計		7	186	0	0	193	96.4%	5.6%

(※) 議案数については、取締役の選解任議案、監査役の選解任議案及び会計監査人の選解任議案を候補者単位でカウント

(集計対象議案)

- ・信託勘定で保有する国内株式において、2020年7月から2021年6月に開催された株主総会の議案で、かつ、弊社議決権行使ガイドラインに基づき指図を行なったものが対象。

【議決権行使の概況】

・個別議案の行使判断に当たっては、議決権行使を行うための判断基準として独自に定めたガイドラインに則り、企業との対話の結果等も活用し、自らの責任と判断のもと行使しています。なお、弊社の親会社等株式については、弊社議決権行使ガイドラインに基づく外部の第三者(Institutional Shareholder Services社)による助言に従い行使します。

・2020年7月から2021年6月に開催された株主総会の数は2,302総会、議案数は合計22,570件あり、会社提出議案22,377件に対して賛成17,190件、反対5,187件、株主提出議案193件に対して賛成7件、反対186件の議決権行使を行いました。

・会社提案議案合計の反対比率は23.2%(前年比△5.1%)と、前年実績と比較して低下しています。これは、企業に社外取締役の構成を引き上げる動きが進んだ結果、社外取締役が取締役会総数の1/3に満たないことを理由にした反対が減少し、「取締役の選解任」の議案の反対比率が減少したためです。

・コロナ禍の状況下、形式的な判断に留まらず、企業の状況や市場環境を考慮した判断を実施しました。

・主な議案の行使状況は以下の通りです。

「取締役の選解任議案」では、社外取締役候補者が独立性の観点から問題があると考えられる場合や、社外取締役が取締役総数の1/3に満たない場合などに反対しました。

「監査役の選解任議案」では、社外監査役候補者が独立性の観点から問題があると考えられる場合や、監査機能の低下が懸念されることから監査役が減員になった場合などに反対しました。

退職慰労金支給議案では、取締役会の恣意的かつ不透明な支給を抑制するため支給金額の開示がない場合や、経営の監視・監督としての機能が求められる監査役・社外取締役等への支給が行われる場合などに反対しました。

買収防衛策議案では、独立性のある社外取締役が取締役総数の一定比率を下回る場合などに反対しました。

(代表事例)

・議案別の行使結果は別シートに全議案の賛否理由とともに開示していますが、その判断に至った考え方について、代表的な事例をご紹介します。

(1) 環境関連の株主提案(8053住友商事、5901東洋製罐グループホールディングス)

住友商事、東洋製罐グループホールディングスに対して、環境に関する経営戦略の開示を求める株主提案が上程されました。

弊社も気候変動緩和は「重大なESG課題」の一つと位置付けており、企業が環境に関する取り組みを進め、開示を行っていくことは必要だと考えていますが、両社ともに気候変動緩和は重要であると認識し、そのための取り組みを進め、開示を行っていく方針であることが認められました。

両社ともに会社の取り組みに大きな問題はなく、今後も対話において更なる改善を働きかけることが適切と考え、株主提案に反対しました。

なお、弊社の親会社である8306三菱UFJフィナンシャル・グループにも同様の株主提案が上程されましたが、利益相反管理の観点から、弊社のガイドラインに基づく外部の第三者((Institutional Shareholder Services社)の助言に従い、株主提案に反対しました。

(2) 6502東芝(2021年6月総会)

株主総会により選任された調査人による調査報告書が公表され、①2020年7月開催の定時株主総会が公正に運営されたものとは言えないこと、②監査委員が取締役会に対して不適切な報告を行っていたことが指摘されました。

弊社では、2020年7月の運営については、会社も真摯に受け止め、外部の第三者の参画も得て真相の究明を行うことを表明しているため、責任の所在などその結果を待つこととしました。

一方、監査委員会による不適切な取締役会への報告については、監査委員会に責任があると判断し、監査委員であった候補者に、反対しました。

なお、指名委員会にも、これらの監査委員を取締役候補とした責任を問うべきか検討しましたが、指名委員会として不適切であったとは言えないと考え、反対しませんでした。

(3) 有事における買収防衛策(9308乾汽船、5009富士興産)

弊社では、買収防衛策の導入については、議決権行使基準に定めたとおり、「取締役会の構成」と「導入の必要性」の観点で判断を実施していますが、TOBを受けているような特別な状況においては、個別具体的に企業価値向上の観点で判断しています。

本年6月総会においても、乾汽船と富士興産において、有事とも言える状況下での買収防衛策の導入議案がありました。

乾汽船はTOBを受けている状況ではありませんが、同社とその大株主との関係を鑑みると、買収防衛策を導入した方が企業価値向上に繋がると判断し、賛成しました。

富士興産については、既にTOBを受けている状況でしたが、必ずしもTOBによる買収が企業価値を毀損するとはいえず、買収防衛策を導入し発動する必要性はないと考え、反対しました。

スチュワードシップ委員会の報告

スチュワードシップ委員会より、当該期間のスチュワードシップ活動について利益相反の観点から問題ない旨の意見を得ています。

以上